

退職給付（ステップ1） 最終基準化に向けた検討

1. これまでの経緯

当委員会は、平成22年3月に公開草案「退職給付に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）を公表し、専門委員会及び委員会においてコメントの対応を検討してきた。コメントの中には、個別財務諸表への適用については、各関係者によって議論されている検討状況を踏まえつつ、慎重に検討すべきであるという意見や、会社法上の配当可能利益の考え方との調整を事前に図った上で議論を進めてほしいという意見がある（公開草案に対するコメントは**参考資料1**を参照）。

一方、包括利益の表示の我が国会計基準への導入の検討を契機として、上場会社の個別財務諸表に関する連結先行のあり方が議論となった。平成22年8月の企業会計審議会において、当財団が、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなり、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、「単体財務諸表に関する検討会議」が設置された。平成22年10月より会議が開催され、本年4月に報告書が公表されている。

単体検討会議では、未認識項目の負債計上を単体財務諸表へ適用するにあたっては、連結先行も含め何らかの激変緩和の措置が必要ではないかとの意見が多くみられた（**参考資料2**を参照）。当委員会はこれらの意見を十分斟酌し最終判断を行う予定である。

2. 今後の議論の進め方

（1）これまでの検討状況

- 退職給付プロジェクトはステップ1とステップ2に分けて、見直しを検討している（ステップ1とステップ2の関係は、**参考資料3**を参照）。
- ステップ1の公開草案は、連結と単体の区別なく、未認識項目の負債計上（B/S オンバランス化）を提案している。

（2）ステップ1を進めることの意味確認

- 損益計算書上の扱いがIAS19のEDと異なっており、ステップ2の将来的な検討を踏まえると、ステップ1は短期間の暫定的運用となる可能性があるため、未認識項目のB/S オンバランスに反対するコメントが寄せられた。また、ステップを分ける進め方そのものに対して、短期間に複数回の基準改正は負担が大きくなる懸念があるとのコメントも寄せられた。
- これらのコメントを踏まえ、委員会において審議を重ねた結果、昨年10月の第210回企業会計基準委員会で、退職給付プロジェクトは当初の通り、2ステップ・アプローチ

を採用し、ステップ1の最終基準化を進めることの意味確認を行った¹。

(3) 進め方の方向性

- プロジェクトの進め方について上記のとおり意思確認し、基準の内容は、個別財務諸表への適用を含め、今後、さらに審議を行って詰めていくこととした。
- 連結は公開草案ベースで進めることとするが、未認識項目のB/Sオンバランスを単体へ適用するにあたっては、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、分配可能額に影響を与える可能性を踏まえ、慎重に対処する必要があることを考慮し、今後の進め方として、連結先行(ダイナミック・アプローチ)(以下、「連結先行」という。)も含め一定の対応²を設けるかどうかについて検討を行う。なお、適用時期についても今後検討を行う予定である。

¹ ステップ2はIAS19の公開草案の方法(OCIノンリサイクリング)を検討することが考えられ、ステップ1よりもハードルが高いという意見がある。現時点で以下の論点が想定される。

現状、販売費又は一般管理費又は売上原価(労務費)に計上されている数理計算上の差異の償却費が、OCIに計上されノンリサイクルとなると、一度も当期純利益に反映されなくなる。製造業においては、原価計算に影響を与える。

退職給付債務は、長期な将来キャッシュ・アウト・フローや昇給率・退職率・割引率などの基礎率を見積もって計算される。そのような長期な見積計算から生ずる差異は、発生時に認識するのではなく、一定の期間で損益として認識すべきである。

² 一定の対応を検討するに当たっては、過去に生じた未認識項目だけでなく、将来に生じる数理計算上の差異も含め検討すべきとの意見が聞かれている。

３．退職給付債務と子会社株式の関係の検討

（１）検討の概要

- 単体検討会議では、親会社の単体財務諸表において未認識項目の一括負債計上を行うと、経営上子会社が負担すべきと考える退職給付債務及び退職給付費用について、事実上会計実務において親会社の負担とせざるを得ない部分がある場合、親会社における単体財務諸表の資産サイドにおいて、子会社株式を原価評価し子会社の純資産及び損益を取り込まないこととの整合性が取れないものとなる、との意見があった。
- 例えば、グループ再編で分社化を行う場合、経営上は分社する子会社や関連会社が負担すべきと考える年金受給者分の退職給付債務が、確定給付企業年金法の規制により親会社の負担とせざるを得ないことがある（「４．（２）年金法制との関係の観点」参照）。
- 当該関係会社株式は、個別財務諸表上、取得原価で評価される。連結財務諸表上は、子会社の純資産及び損益が直接反映され、関連会社株式には持分法の適用によりその純資産及び損益（持分相当額）が反映される。
- 現行のように未認識項目が遅延認識であれば、親会社の個別財務諸表において、関係会社から受け取る配当と遅延認識による費用が対応し、経営管理の観点からも一定の合理性があると考えられる
- 一方、未認識項目を一括負債計上すると、B/S上は未認識項目が直ちに負債及び純資産に計上され、関係会社株式に親会社の純資産及び損益を取り込まないことと整合性が取れていないのではないかと。連結においては関係会社の純資産及び損益が財務諸表に反映されるため、整合性が確保されているのではないかと。
- 本資料では、この論点を検討する。

（２）検討

- 未認識項目の一括負債計上は、退職給付制度に係る経済実態を適切に開示する観点から、財務諸表の透明性を高め、財務報告の改善をもたらすものである一方、子会社株式等は、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方に基づき取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いである。両者の取扱いは、別々の観点から定められており、必ずしも整合性を図るものではないのではないかと。

引き続き、検討を行う。

4. 一定の対応の必要性の検討

B/S オンバランスの単体への適用に際して、一定の対応が必要かどうかを検討する。

（1）財務制限条項への抵触の観点

- 企業が金融機関から融資（通常の借入、シンジケートローン）を受ける場合、あるいは資本市場において社債を発行して資金調達する場合において、資金供給者が融資又は投下資金の回収を確実にするため、企業との融資契約又は社債発行契約において、財務制限条項を要求することがある。
- 財務制限条項の種類や条件は様々であるが、一般的に、純資産維持条項（純資産を一定の水準以上に維持することを求めるもの）や利益維持条項（利益を一定の水準以上に維持することを求めるもの）を設けることが多い³。

財務制限条項（純資産維持条項）の例⁴

第21条（借入人の確約）

(5) 借入人は各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における資本の部の金額を 円以上に維持することを確約する。

<上記とは別に、次の条項も考えられる。>

借入人は、各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における資本の部の金額を平成 年 月期の %以上に維持することを確約する。

- 連結財務諸表を作成する上場企業の有価証券報告書を調べたところ、純資産維持条項は、連結財務諸表を対象とするケース、個別財務諸表を対象とするケース、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方を対象とするケースが実務上見られる。
- 企業集団において親会社が、グループ全体の制度設計上あるいは組織再編等の過程で、関係会社の従業員分や年金受給者分も含めて退職給付債務を負担していることがあり、その結果、連結財務諸表よりも個別財務諸表のほうが未認識項目の負担が相対的に重くなるケースもありうる。このため、未認識項目のB/S オンバランス化により、個別財務諸表において財務制限条項に抵触する可能性は、連結財務諸表よりも高いかもしれない。
- 未認識項目のB/S オンバランス化は、非上場企業の個別財務諸表上、財務制限条項に抵触する影響が及ぶ可能性はある⁵。

³ 岡東務「財務制限条項の実態(1)(2)」(『税経通信』2008年7月号及び8月号)

⁴ 日本ローン債権市場協会のHPで公表されているリボルピング・クレジット・ファシリティ契約書(2001年12月)より。

⁵ 「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」(金融審議会金融分科会第二部会 平成19年4月)では、中小金融機関(地域銀行、信用金庫及び信用組合)は地域密着型金融のビジネスモデルを確立、深化していくことが必要とされている。その具体的内容として、事業価値を見極める融資(=

（２）年金法制との関係の観点

- 問題の所在
 - 確定給付企業年金制度の分割又は権利義務承継に関しては、確定給付企業年金法施行規則第 87 条の 2 で一定の算式が定められていることにより、退職給付会計により企業が認識する年金資産額と大幅に異なる金額を移換せざるを得ない場合がある。例えば、ある子会社が組織再編を契機に確定給付企業年金制度から離脱する際、年金法制の規定による金額で年金資産を移換するため⁶、制度に残る各企業の会計上の年金資産が変動し、結果的に数理計算上の差異が生じることがある。
 - グループ内外を問わず、組織再編により資産移換が行われる場合、現役従業員はともかく、受給者の債務は自動的に承継できない（確定給付企業年金法施行令第 50 条第 7 項でその個人・遺族の同意が求められる）ため、退職給付会計により企業が認識する退職給付債務及び年金資産額と大幅に異なる金額が移換対象となる場合がある。結果的に、親会社の債務負担が増大する場合が多くなる。
- 日本経団連からの規制改訂要望
 - 平成 22 年 11 月 1 日付で日本経団連社会保障委員会年金改革部会長名による各種の改善要望を「企業年金に関する制度改善要望」として厚生労働省年金局へ行っている。この中で、以下を要望している⁷。

確定給付企業年金制度の分割又は権利義務承継に伴う年金資産の移換額の算出方法に、確定給付企業年金法に定める継続基準または非継続基準に基づく方法に加えて、「退職給付会計上の年金資産額又は退職給付債務に基づく方法」を追加する。

実施事業所の加入者であった者又はその遺族（受給権者）の権利義務移転を申し出る際の同意取得について、加入者の要件と同様に、当該実施事業所の過半数で組織する労働組合または過半数を代表する者の同意で対応可能とするべきである。
- 複数事業主制度の企業年金を採用している場合、確定給付企業年金法による規制の結果、経営上合理的な方法によって事業再編時における資産の移換、債務の引継が困難な状況が存在する可能性がありうる。
- 受給者について個人別の同意が条件とされているため事実上移換ができず、当該部分に係る負債を個別財務諸表に認識せざるを得ない結果となり、経営上、納得感がないという意見がある。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底)があり、コベナンツの活用が取り上げられている。

⁶ 積立割合の低い子会社が、認識している会計上の年金資産よりも多くの額を移換することがある。

⁷ なお、法改正が実現したとしても、施行日より前の事象に遡及して適用されない可能性があり、現在生じている問題は解決されないかもしれない。

（３）会社法上の分配可能額との関係

分配可能額への影響を懸念する意見

- 評価・換算差額等の項目のうち、その他有価証券評価差額金と土地再評価差額金については期末残高が差損（借方）の場合、分配可能額から控除される。差益（貸方）の場合は、分配可能額に含まれない（会社計算規則第158条第2号、第3号）。この考え方を踏まえた場合、退職給付に係る未認識項目が純資産の部に計上されると、分配可能額が少なくなる可能性を懸念する意見がある。

会計基準の検討とは別とする意見

- 一方、平成10年に法務省と大蔵省が公表した「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において、「商法で個々の資産の評価をどのような方法で行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられる」とし、「まず、会計処理方法としての適合の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当である」としている。このような整理を経て、「会社法の計算に関する規定は、情報提供を目的とする部分、具体的には、会計処理や表示（監査を含む）については会計慣行に委ねることとし、独自の規律を設けることを極力避けたうえで、分配可能額の算定上問題とすべき事象があれば、これを分配可能額の算定という会社法固有の領域の問題として処理しよう」⁸としている。
- 単体検討会議において、制度所管官庁から、会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するというものであり、新たな会計基準が公表される場合には、その内容を踏まえて分配規制の内容を検討することとなる、との説明があったとされる。

ディスカッション・ポイント1

- | |
|--|
| <p>✓ 財務制限条項への抵触、年金法制、分配可能額に与える影響により、連結先行も含め一定の対応が必要とする意見に対し、どのように考えるか。（一定の対応が必要と判断する場合には、ディスカッション・ポイント2についてもご意見をお伺いしたい。）</p> |
|--|

⁸ 郡谷大輔・和久友子 編著「会社法の計算詳解 第2版」(2008年)

5. 一定の対応の具体的な方法

以下の検討は、未認識項目のB/Sオンバランスを単体へ適用するにあたって、一定の対応が仮に必要と判断される場合を前提としている。

A案: 期限を定めない連結先行を採用し、単体は当面の間、未認識項目を負債に計上しない。
(追加検討論点)

- ・ 選択適用（負債計上の容認）を認めるか⁹。
- ・ 貸借対照表に計上していない未認識項目の金額を注記するかどうか。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未認識数理計算上の差異 ・ 未認識過去勤務費用 ・ 会計基準変更時差異
適用対象外	<p>今回の改正においてPBO計算の見直しにより生じる退職給付債務の増減分（本会計基準の定めのとおり、期首の利益剰余金に計上する。）</p> <p>【適用対象外の理由】</p> <p>仮に連結先行の適用対象とした場合、当面の間、PBO計算を連結と単体で二重に計算するコストがかかるため。</p>

B案: 適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について、原則は一括計上とする。ただし、一定の期間、（新規発生分も含めて）未認識項目の一括計上を行わないことを認める（一定期間内であれば、一括計上の時期を選択できる。）

(追加検討論点)

- ・ 一括計上するまでの間、貸借対照表に計上していない未認識項目の金額を注記するかどうか。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則適用初年度における未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用、会計基準変更時差異の残高。 ・ 一括計上するまでの間に生じる当該未認識項目。 費用処理方法は改正前後で変更していない。このため、未認識項目について、発生時に全額費用処理する方法を採用している場合、事実上、適用対象とはならない。
適用対象外	<p>今回の改正においてPBO計算の見直しにより生じる退職給付債務の増減分（本会計基準の定めのとおり、期首の利益剰余金に計上する。）</p>

⁹ 単体検討会議の報告書によれば、制度所管官庁から、選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があったとされる。

	<p>上する。）</p> <p>【適用対象外の理由】</p> <p>仮に適用対象とした場合、繰り延べる間、PBO 計算を連結と単体で二重に計算するコストがかかる。したがって、多くの企業が一括計上を選択する可能性が高くなり、この措置を設ける意義が薄くなる。</p>
--	--

C 案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積分）について、原則は一括計上とする。ただし、当該過年度累積分につき、一定期間内の年数の按分額を当該年数にわたって負債計上する処理もできる。

（追加検討論点）

- ・その旨、処理年数及び貸借対照表に計上していない未処理金額を注記するかどうか。

分割計上の計算対象	<p>原則適用で、適用初年度にその他の包括利益累計額(純資産の部)に直接計上する、未認識数理計算上の差異¹、未認識過去勤務費用¹、会計基準変更時差異の残高²(適用指針の設例3参照)</p> <p>1 適用初年度に生じた数理計算上の差異等は含まれる。 2 適用初年度において費用処理した後の残高</p>
分割計上の計算対象外	<p>本会計基準適用後、その他の包括利益を通じて一括計上する分(適用初年度の翌期以降に生じた数理計算上の差異、過去勤務費用)</p> <p>今回の改正において PBO 計算の見直しにより生じる退職給付債務の増減分(改正基準の定めのとおり、期首の利益剰余金に計上する。)</p> <p>【適用対象外の理由】</p> <p>B/S オンバランスと適用時期が異なっており、二段階での分割計上は財務諸表を理解するうえで複雑さが増すため。</p>
分割期間	<p>適用初年度から一定の年数以内(企業が任意に決定する)</p> <p>費用処理方法は改正前後で変更していない。このため、数理計算上の差異または過去勤務費用について、発生時に全額費用処理する方法を採用している場合、事実上、適用対象とはならない。</p>
分割計上の仕訳	<p>(借) その他の包括利益累計額(純資産) XXX (貸) 負債 XXX</p>

	メリット	デメリット
A 案	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去に生じた未認識項目だけでなく、将来分にも対応することができる。 (連結先行一般) ➤ 当面の間、単体財務諸表への懸念を回避することができる。 	<p>(連結先行一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 負債や純資産が連結と単体で大きく相違する場合、投資家や債権者の理解可能性を妨げるおそれがある。 ➤ 連結先行の期限を設けていないことから、長期間、連単が不一致となる可能性がある。
B 案	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一括計上するまでの間、単体財務諸表への懸念を回避することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去に生じた未認識項目だけが基本的には適用対象となっており、将来分は繰延期間に生じた分しか考慮されていない。
C 案	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 未認識項目の残高（過年度累積分）を分割計上することにより、単体財務諸表への懸念を、回避することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去に生じた未認識項目だけが適用対象となっており、将来分の未認識項目が考慮されていない。

6. 一定の対応の期間（B案又はC案の場合）

1案：5年

- 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、平均残存勤務期間以内に費用処理している。我が国の場合、平均残存勤務期間は5年から15年の間に分布していることが多い。
- 現行の「退職給付に係る会計基準」が適用されてから10年程度経過するが、この間に生じた未認識の数理計算上の差異及び過去勤務費用は、前述のとおり費用処理期間が長期にわたるため、未処理の残高が相当程度蓄積されている。
- 未認識項目の一括負債計上に伴う金融機関との財務制限条項への抵触等への影響や、年金法制との関係の観点、分配可能額に及ぼす影響に鑑み、激変緩和の具体的措置については、十分な期間をとることが望まれるとの意見もある（単体検討会議の報告書（参考資料2）を参照）。

2案：3年

- 財務諸表利用者の観点からは、負債や純資産に生じる連結と単体の差異を、なるべく早期に解消することに配慮する必要がある。このため、緩和措置の期間が長すぎるのは好ましくない。
- 一方、緩和措置の期間が極端に短すぎる場合、その実効性が低くなり、取扱いを設ける意義が乏しくなる。
- 現行の「退職給付に係る会計基準」が2001年3月期に適用された際に会計基準変更時差異（15年以内に費用処理）が生じている。本会計基準（ステップ1）の適用時において、当該差異の費用処理が未了の企業が依然として存在することも考慮事項として考えられる。

ディスカッション・ポイント2

- ✓ 一定の対応の具体的な方法（A案、B案、C案）について、どのように考えるか。
- ✓ 一定の対応の期間（3年、5年）について、どのように考えるか。

以上

（参考資料１）公開草案に対するコメント

- 退職給付会計の改正に伴い、税法、会社法、確定企業年金法等の関連法規制との調整が必要であり、個別財務諸表にも適用すべきかについては慎重な議論が必要である。個別財務諸表への適用については、現在各関係者によって議論されている検討状況を踏まえつつ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、未認識負債の発生時一括計上等の項目ごとに慎重に検討すべきである。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部で認識する場合、企業によっては会社法上の配当可能利益の算出に大きな影響を与えることが予想される。従って、会社法上の配当可能利益の考え方との調整を事前に図った上で議論を進めて頂きたい。

（参考資料２）「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（平成 23 年 4 月）より抜粋

（3）退職給付（ステップ 1）¹⁰について
 （単体財務諸表に関する方向性の考え方）

未認識項目の負債計上の単体財務諸表における取扱いについては、連結先行も含め何らかの激変緩和の措置が必要ではないかとの意見が多くみられた。その考え方は、以下のとおりである。

- ノンリサイクリングを IASB が提案している退職給付ステップ 2 よりは、退職給付ステップ 1 の未認識項目の負債計上のほうが比較的受け入れやすく、連結財務諸表上は採用することが可能である¹¹。
- ただし、単体財務諸表への適用については、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、分配可能額に影響を与える可能性¹²を踏まえ、慎重に対処する必要があり、未認識項目の負債計上にあたっては、連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずるべきではないか¹³。

なお、負債計上に伴う上記の影響に鑑み、激変緩和の具体的措置については、十分な期間をとることが望まれるとの意見が聞かれた。

¹⁰ 企業会計基準委員会では、現在、退職給付に関する会計基準の改正作業を行っており、2010 年 3 月にステップ 1 の公開草案を公表している。ステップ 1 では、未認識項目の負債計上が主な論点となっており、ステップ 2 では、IASB で現在議論が行われている退職給付に関する会計基準の改正内容に関するコンバージェンスがテーマとなっている。

¹¹ ステップ 1 とステップ 2 との間が非常に短くなり、頻繁な基準改正になるため、一度に改正したほうが良いとの意見も聞かれた。

¹² ただし、会計基準と分配可能額の考え方については「1.本検討会議の趣旨」を参照のこと。

制度所管官庁から、会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するというものであり、新たな会計基準が公表される場合には、その内容を踏まえて分配規制の内容を検討することとなる、との説明もあった。

¹³ 親会社の単体財務諸表において未認識項目の一括負債計上を行うと、経営上子会社が負担すべきと考えられる退職給付債務及び退職給付費用について、事実上会計実務において親会社の負担とせざるを得ない部分がある場合、親会社における単体財務諸表の資産サイドにおいて、子会社株式を原価評価し子会社の純資産及び損益を取り込まないこととの整合性が取れないものとなるとの意見があった。

(参考資料3)退職給付プロジェクト(ステップ1とステップ2の関係)

検討論点	日本基準			IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	ステップ2	ED	現行	
1. 未認識項目の取扱い						
数理計算上の差異	B/S遅延認識	B/S即時認識	同左	B/S即時認識	B/S遅延認識又は即時認識の選択	*1
	P/L遅延認識	同左	検討	OCI即時認識	P/L遅延認識又はOCI即時認識の選択	*2
	N/A	OCI即時認識	検討	同右	リサイクリングなし	
	N/A	リサイクリングあり	検討	同右	リサイクリングなし	
過去勤務費用	B/S遅延認識	B/S即時認識	同左	B/S即時認識	権利確定分は一括償却 未確定分は遅延認識	*1
	P/L遅延認識	同左	検討	P/L即時認識		*2
	N/A	OCI即時認識	検討	N/A	N/A	
	N/A	リサイクリングあり	検討	N/A	N/A	
重要性・回廊	重要性基準	同左	検討	廃止	遅延認識の場合は回廊	*3
2. PBO計算の取扱い						
期間帰属方法	原則：期間定額基準 一定の場合は他(支給 倍率基準等)も容認	期間定額基準と 給付算定式基準の 選択	同左	同右	給付算定式に基づく	*4
割引率	平均残存勤務期間	イールドカーブ	同左	同右	イールドカーブ	
期待運用収益	見積もる	「長期」の明確化	検討	割引率を適用	見積もる	
昇給率	確実に見込まれる	予想される	同左	同右	予想される	

- *1 B/Sについて、財務報告を改善するとともに、コンバージェンスを推進することになる。
- *2 P/Lの取扱いは、リサイクリングという財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、より慎重な検討を要する。
- *3 重要性基準の取扱いは、P/L遅延認識の取扱いの結論を踏まえて検討することが効果的である(例えば、仮にステップ2でP/L遅延認識を存続させるとなった場合には、回廊アプローチを導入することも選択肢のひとつと考えられる。)
- *4 PBO計算の見直しについては、IFRSの任意適用上、連結・単体の二重計算を回避できるというメリットや、アドプションを視野に入れた準備を段階的に進めることにつながるメリットもある。

検討論点	日本基準			IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	ステップ2	ED	現行	
3. 表示・開示の取扱い						
注記事項	一定の項目	現行IAS19の開示項目を中心に拡充	同左又は検討	感応度分析など開示の拡充	一定の項目	*5
費用の分解表示	純額表示	同左	検討	分解表示の強制	分解表示は任意	*6
4. その他の論点						
複数事業主	年金資産を計算できないとき、一定の開示(類似の制度は計算可とみなす)	類似の制度は実態で計算可否を判断	同左又は検討	開示の拡充	十分な情報を入手できないとき、一定の開示	
清算・縮小	損益処理	同左	検討	清算はOCI処理 縮小は損益処理	損益処理	
債務測定方法	発生給付評価方式	同左	同左	同右	予測単位積増方式(発生給付評価方式の一種)	*7
B/S総額表示	純額表示	同左	同左	同右	純額表示	
キャッシュプラン	給付建制度として処理	同左	同左	同右	給付建制度として処理	
簡便法	期末要支給額など	同左	同左	同右	例外処理の定めなし	
退職給付信託	年金資産+信託固有の定め	同左	同左	同右	年金資産の定め	

*5 注記事項について、財務報告を改善するとともに、コンバージェンスを推進することになる。

*6 退職給付費用の分解表示については、財務諸表表示プロジェクトとの関係や原価計算との関連性など、広範に影響が及ぶ可能性を鑑みて、慎重に検討することが考えられる。

*7 ステップ1(ED)で、給付算定式基準を選択のひとつとして採用することにより、IAS19と差異があるとはいえないと考えられる。

以上